

CO₂削減ほうふまちづくり優良事業所表彰に関する要綱

令和8年3月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素まちづくりの実現に向けたロールモデルとなる優れた取組を広く周知した事業所を顕彰することで、市内事業所における脱炭素化の促進と「CO₂削減ほうふ市民運動」の更なる醸成に寄与することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の対象者は、次の各号の要件を満たし、かつ防府商工会議所の推薦する事業所とする。

- (1) 市・防府商工会議所が共催する「脱炭素まちづくりカレッジ」を受講した事業所
- (2) 市や防府商工会議所等が開催する脱炭素に関する研修会等で、取組内容を発表した事業所、または、報道メディア等を通じて対外的に広く発表した実績のある事業所

(表彰対象の取組)

第3条 表彰の対象となる取組は、事業所が主に市内で実施する活動であって、脱炭素につながる次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 温室ガスの排出削減や吸収等、脱炭素の実現に向けた優れた取組であること
- (2) 脱炭素につながる行動が他の模範と認められる取組であること
- (3) 一過性の取組ではなく、継続的な取組が期待できること
- (4) 緑のカーテン等グリーンアワードに関する取組や技術革新を除いた取組であること

(表彰の決定)

第4条 生活環境部長は、前条の表彰対象の取組に該当すると認める対象者があるときは、第1号様式により市長に推薦するものとする。

2 市長は、前項の推薦に基づき表彰の決定を行うものとする。

(表彰の方法)

第5条 市長は、表彰する事業所に表彰状及び記念品を授与するものとする。

2 表彰した取組名及び事業所名を防府市ホームページで公表するものとする。

3 表彰は年1回とし、その時期は市長が定めるものとする。

(表彰の取り消し)

第6条 市長は、表彰を受けた後に、表彰を受けた者に不都合な行為があった場合は、その時点で表彰を取り消すものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。